

鳥取縣公報

第 五十 號

金曜日

昭和十四年七月二十八日

告示

◆鳥取縣告示第四百七十六號

左記墓地ハ今回都市計畫法實施ニ因ル土地區劃整理施行ニ當リ道路敷地トナリ廢墓地トナル爲メ改葬ヲ要スルモ關係者不明ノモノアルニ付同墓地有縁者ハ昭和十四年八月三十一日迄ニ管理者十日市町長片岡保宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事 副見喬雄

廣島縣双三郡十日市町大字大歲七一七番地

十六基 百八十四坪

字大歲八二〇番地ノ三

一基 一坪

字大歲七七三番地ノ二

一基 一坪

字大歲八八五番地ノ三

一基 一坪

字四日市六〇〇番地ノ二

三基 六坪

字四日市六七三番地ノ三

五基 二坪

字四日市六六七番地ノ一

一基 一坪

00236

一 同
一 同
一 同
◆鳥取縣告示第四百七十七號
右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ
昭和十四年七月二十八日

字四日市六六二番地ノ二 五基
字四日市町六四八番地ノ二 一基
字四日市六六九番地ノ二 二基
一坪 一坪 一坪

西 伯 郡 境 町
經營者 景 山 圭 一
鳥取縣知事 副 見 喬 雄
境 海 水 溶 場 喬 雄
西 伯 郡 境 町 岬 町 喬 雄
自 七 月 一 日 至 八 月 三十一 日

◆鳥取縣告示第四百七十八號
昭和十四年七月二十二日管下左記村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ
昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
岩 美 郡 福 部 村 喬 雄
氣 高 郡 吉 岡 村 喬 雄
同 小 鶩 河 村 喬 雄
大 豊 瑞 北 成 西 高 光 德 谷 美 城 鄉 郷 穂 和 實
東 同 同 同 同 同 同 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村
伯 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
西 伯 郡 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

◆鳥取縣告示第四百七十九號
管下東伯郡畜產組合ニ對シ赤確定期家畜市場並松崎定期家畜市場廢止ノ件七月二十五日附認可セリ
タル積ノ所有者又ハ管理者ハ該積ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クヘン

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第四百八十號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年五月二十八日迄ニ生產シ
タル積ノ所有者又ハ管理者ハ該積ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クヘン

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00238

檢査月日	檢査場所	檢査區域	牽付時刻
七月二十一日	日野郡八郷村清原	八郷村	午前九時
八月一日	同	久古	
八月二日	同	八部村	
八月三日	二部村	二部	
八月四日	同	二部	
八月五日	溝口町中祖	溝口町	
八月六日	同	二部	
八月七日	溝口町中祖	溝口町	
八月八日	同	二部	
八月九日	日光村大瀧	日光村	
八月十日	同	二部	
八月十一日	江尾村佐川	江尾村	
八月十二日	米澤村美用	米澤村	
八月十三日	江尾村佐川、柿原	江尾村佐川、柿原	
八月十四日	同	日光村	
八月十五日	神奈川村俣野	神奈川村	
八月十六日	同	神奈川村	
八月十七日	根雨町濁谷	根雨町	
八月十八日	日野村榎市	日野村	
八月十九日	同	日野村	
八月二十日	黑坂町黒坂	黑坂町	
八月二十一日	同	大宮村	
九月一日	同	本山	
九月二日	阿毘緣村	阿毘緣村	
九月三日	大宮村印賀	大宮村	
九月四日	山上茶屋	山上茶屋	
九月五日	多里村	多里村	

00239

午後九時	午後四時	午前九時	午前四時	午前十時
八月十四日	同	同	同	同
八月十五日	神奈川村俣野	神奈川村	同	同
八月十六日	同	渊河崎	根雨	同
八月十七日	根雨町濁谷	日野村榎市	日野村	同
八月十八日	同	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地
八月十九日	同	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地
八月二十日	同	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地
九月一日	同	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地	同下榎本郷安庫津地
九月二日	阿毘緣村	同	同	同
九月三日	大宮村	同	同	同
九月四日	山上茶屋	同	同	同
九月五日	多里村	同	同	同

00240

九月六日	日野上村三榮	日野上村
九月九日	福榮村福塚	福榮村
九月十一日	石見村神戸上	
九月十二日	石見村上石見	石見村

九月十三日	同	下石見
午前九時		

◆鳥取縣告示第四百八十一號
氣高郡勝部村八葉寺耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第四百八十二號
左記ノ通公有水面埋立ノ件認可セリ

昭和十四年七月二十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一埋立ノ追認ヲ受ケタル者

西伯郡中濱村大字佐斐神字當成灘三、四五八地先

永見壽喬幸

一埋立ノ面積 貳反貳丈貳拾六步

田地造成

00241

彙報

行旅死亡人

一取扱者 岡山縣和氣郡日生町長

一死体檢診狀況

一本籍、住所、姓名不詳

一人相、特徵

身長五尺六寸、体重十七、八貫位、容貌腐

一死体檢診狀況

一推定年齡四十五歲前後ノ男子

一人相、特徵

身長五尺六寸、体重十七、八貫位、容貌腐

一死体檢診狀況

一死体檢診狀況

一死体檢診狀況

一死体檢診狀況

一死体檢診狀況

右六月二十四日岡山縣和氣郡日生町大字多府亥之子鼻沖合海

面ニ漂流セルヲ發見成規ノ檢視ヲ了シ同町墓地ニ假埋葬

右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行旅死亡人

一取扱人 德島縣板野郡北灘村長

不詳男性推定年齡六十歲前後身長五尺二寸

位頭髮半白ニシテ五分刈丸顔ニシテ眼色普

通鼻下ニチョビ鬚ヲ置ク着衣合メリヤス上

下薄茶色ヲ着黒襟襦袢白綿ネル胴及越中襷

ヲ持ツ足袋黒色朱子十文七分トアリ黒地セ

ル碁盤ノ着物一重ノ博田黑色紋織角帶ヲ着

シ金縫眼鏡但シ耳掛ノ部分ハセルロイドニ

シテ棹ノ部分クロウム造リニシテ所持品ナ

シ死後三日位ヲ經過セル死体

右六月十五日前十時頃德島縣板野郡北灘村大字析野村宇上
東地四番地ノ地先通稱（女夫石）海岸ニ漂着セルニ付假埋葬ニ付
ス

右心當ノ向ハ直直當該村長宛照會相成度

一所持品 ナシ

白ガプリントンボ印シャツ（半袖）白ガブ
リソラ櫻トンボ印半ズボン、薄茶色純毛腹巻

白晒（一丈二尺）ヲ腹ニ巻ケリ、黒朱子足袋

十文半ヲ着用セリ

00242

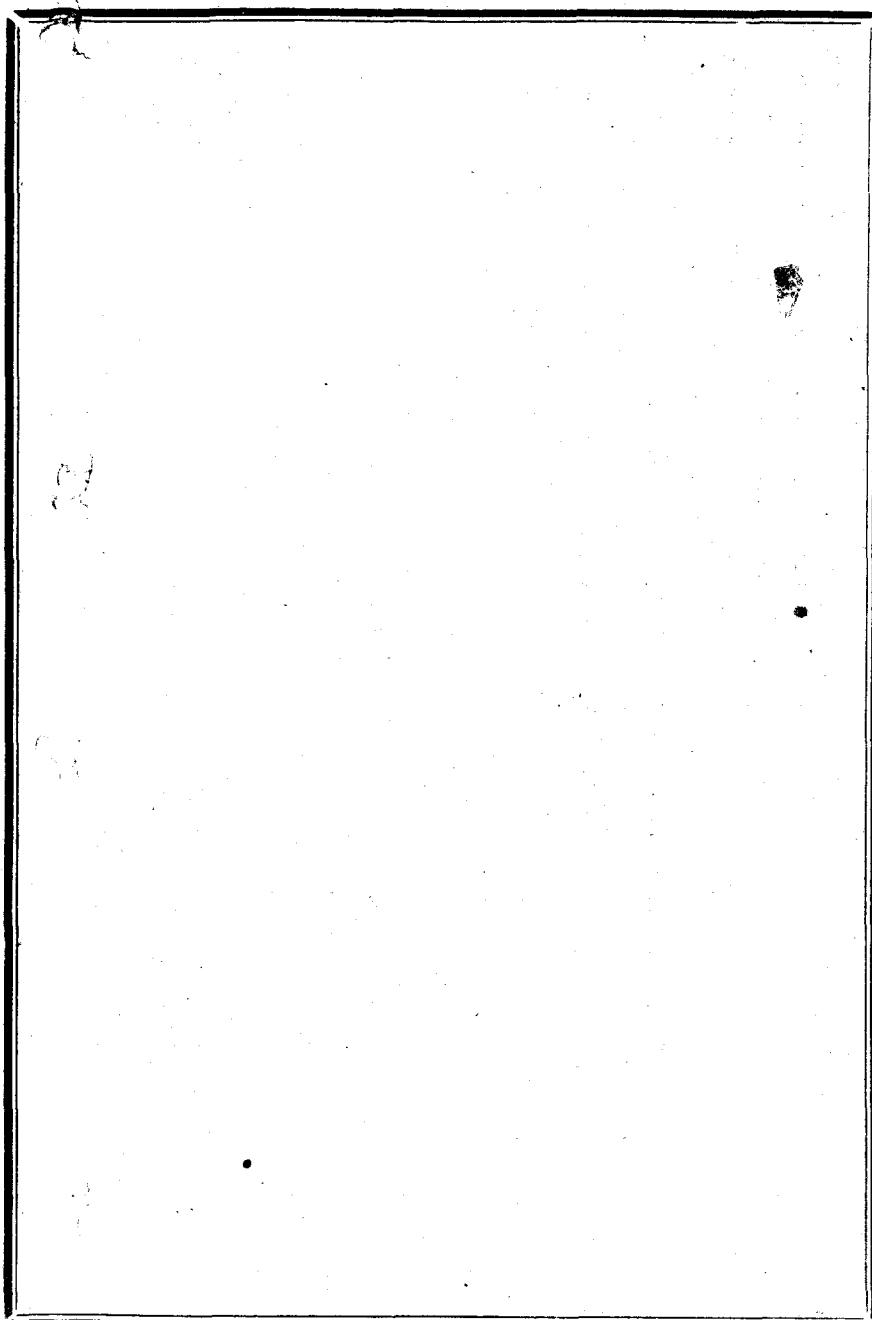
鳥取縣公報

第千五十號

昭和十四年七月廿八日

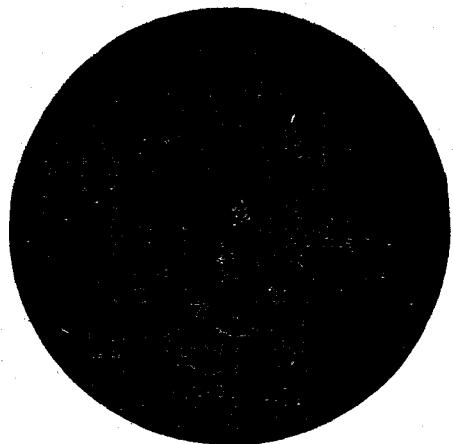
(第三種郵便物認可)

八



00243

事變特報



稟

報

第十四號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

00245

00244

警察署長會議に於ける 知事訓示概要

縣下警察署長會議は去る七月十三、十四の兩日縣廳に於て開催せられ、種々必要な指示や協議が行はれたのであつたが、その際知事から大体次の様な意味の訓示があつた。

一、治安維持の重責に當る警察官として、多年練成せられたる警察精神の具現に力め、國民の絶對信賴を得るに足る警察の確立を期すること、

一、銃後國民の時局認識を徹底せしめ、軍人援護其の他の實施事務の完全を期すること、

一、防空思想の普及徹底を期し、警防團員及監視哨員等の訓練に意を用ふべきこと、

一、共產主義、外國の諜報活動等の查察取締を周到ならしむべきこと、

一、歸還將士、出征遺・家族、軍事援護事業者等とよく協調し、遺憾なきを期すべきこと、

調日は本の進む羅針盤

目次

- 一 警察署長會議に於ける知事訓示概要
- 一 昭和十四年臨時國勢調査に就て
- (鳥取縣臨時國勢調查部長 清水谷 徹一 貢)
 - 「軍用資源秘密」指定の(馬)について (時局課) 一貢
 - 事變下に於ける市町村長會議 (地方課) 一七貢
 - 臨時國勢調査の期日切迫に際して (統計課) 一八貢
 - 昭和十三年全國壯丁の教育程度調査 (社會教育課) 二〇貢
 - 選舉肅正 (ボスター懸賞募集) (地方課) 二三貢
 - ラヂオ健康講座の開講 (衛生課) 二五貢
 - 滿洲開發と勤勞報國隊 (社會教育課) 二七貢
 - 草刈りを勵行せよ (農產課) 三〇貢
 - 傷痍軍人及遺族に生業助成金の貸付 (社會課) 三三貢
 - 政府への金賣却者 (承前) (時局課) 三五貢

00246

減少を來してゐることは喜ぶべき現象であるが、時局を利用する犯罪に於ては特に注意すべきものがあるから、一般民人の關心を協力を喚起してこれが未然防遏と時局悪質犯の檢舉に努むべきこと。

一、曩に施行せられた農會總代選舉並に鳥取・米子兩市會議員選舉に於ては、尙多年の宿弊の一掃せられざるものがあつたから、今秋の貴族院多額納稅議員並に縣會議員選舉の取締に就ては、最も適切なる方策を講じて縣民の自覺を促し、極力選舉犯罪の未然

防止を圖ると共に買收其の他惡質犯に對しては徹底的に取締を勵行し、事變下に行はるゝ本選舉をして眞に意義あらしめ肅正の實を擧ぐるやう留意すること、

一、人的資源の擴充強化は重要喫緊の事柄であるから、結核の防遏・國民体力管理・母性及乳幼兒の保健・醫療の徹底・榮養の改善・民族素質の改善・花柳病の防遏・戰時防疫の強化等の諸方策の實施運用につき格段の努力拂ふべきこと、

昭和十四年臨時國勢調査に就て

鳥取縣臨時國勢調査部長

清 水 谷 徹

来る八月一日に全國に亘つて臨時國勢調査が行はれます。國勢調査と申しますと從來は、皆様御承知の通り、人の數や、男女の別や、年齢

や、職業等を調査したのであります。が、今回の國勢調査はこれとは異り臨時特別のものであります。調査の内容も非常に違つて居ります。

「一口に申せば『消費の國勢調査』又は『物の國勢調査』」とでも云ふべきものであつて、我が國民の衣食住に入用な物品が一ヶ年何れ程であるか、其の地域的分布の状況はどうなつてゐるかと云ふことを調べるのであります。

即ち今回の國勢調査は、商店其の他物品を販賣する人に就て、これ等の人々が全國民に代つて國勢調査申告書にいろいろの事項を書き入れて申告して戴くのであります。申告の事項はいろいろありますが其の中の重なるものを申しますと、先づ第一には米とか、味噌とか、銘仙とか、又シャツとか、傘とか或は電球、石鹼、時計、化粧品、書物、フィルム、レコードなど内閣總理大臣が指定した生活用品について、一年間の賣上高を小賣と卸賣とに分けて申告するのであります、次には其の店に働いてゐる人の數や、男女、年齢、教育程度等を申告せねばなりません。又其の店が米屋か、吳服屋かと云ふ商店の種類や、同じ吳服を扱つて居る店でも小賣店であるか、卸賣商であるか、或は生產小賣商、

産業組合であるかと云ふ様な、業態の別とも申告することになつてゐます。

此の調査は来る八月一日に内地外地を通じて全國一齊に行はれるのであります。其の手續は從來の國勢調査と同じく縣廳には臨時國勢調査部を、市町村には臨時國勢調査係を設け、内閣から任命せられた千二百人の國勢調査員が打つて一丸となつて此の調査事務に從事するのであります。尙今回の國勢調査は商店の調査の他に農家の如き、米を作つてこれを飯米に用ふるといふ自家消費の方面や、又住宅建築の如き、物資配給の有様が普通と違つた方面などについては、別に特殊の調査をすることになつて居りますが、これ等の事柄に就ては此處に説明を省略致します。

所で何故斯様な大調査を急に實施せねばならぬのでありませうか、今回の如き特殊の國勢調査を行ふ理由を簡単に申上げます。皆様も御承知の通り支那事變は一昨年の七月に勃發したのでありますが、此の事變處理の窮屈の目的は我

00243

が國は單に蔣介石一派の排日抗日の運動に對して之を挫ぐ爲に戦つてゐるのではない。支那の背後に在つてこれを庇護して我が日本及東亞諸國の正當な發展を妨げやうとする國々に對して我が國の正當な主張を認めさせるに在るのであります。其の結果今次事變の終局については仲々見透しがつかなくなり、又今後容易ならぬ相手が出て参ること存じます。今こそ我々國民はしつかりと腰を据へて、この事變の長期對策を實行して行かねばならぬ場合に立到つたのであります。

そこで此の長期建設の實行に當りまして、一番問題になるのは我が國の物資の問題であります。我が國の物資は餘り豊でない所へもつて来て、今後長期建設の爲に要する物資は仲々多いのであります。此の物入りを國內の經濟の遣り繰りによつて賄つて行く様にするには仲々容易でないのです。我が國の現状では政府に於て軍需產業の生産擴充の計畫を樹てる上に於くも又貿易の振興計畫を樹てる上に於くも

00249

して此の國勢調査を實施せらるゝに至つた理由であります。

今回の國勢調査に於て當に物品の販賣高に止まらず、從業者の數とか、年齢とか、教育程度とかをも調べますのは矢張りそう云ふ意味から出たのであります。國民の消費物資を取扱つて居る人々の人的方面の事情を明かにして置くことが大變必要なのであります。又今回配給の機構を調査するのも右と同様でありまして、物資の消費と配給の機構とは一體不可分の關係にあるからであります。歐州大戰に於て獨逸國民が生活物資の缺乏に苦しんだのは、此の配給組織に対する計畫の不完全によることが多かつたと云はれます。

併せて今回の調査に於ては物品の販賣を營むもの、それと物品賣買の仲介を營むものと、旅館料理店飲食店及之に準ずるものと、これ等三つのものについては固定の店舗によるものは勿論露店行商によるものも洩れなく其の總てを調査するのであります。そこでこれ等の當業者の方

結果は多かれ少なかれ凡べて國民の消費生活に響いて參ります、或る計畫が國民の日常生活に如何に影響するかと云ふことを見極めないでは所謂行き過ぎ行き足らずの結果を來すのであります。又消費節約にしても其の節約方面を何れに選ぶべきか、又節約に依る物資の餘裕は如何程あるかと云ふやうな點に、はつきりとした見透しがなければ具体的の實行計畫は樹ち難いのです。或は又輸出入の統制產業の轉換等の諸種の計畫を樹てるにしても、其の計畫の實施が國民生活に及ぼす影響を豫め検討して置かなければ其の實施に當つては意外の障害にぶつかるのであります。

凡そこれ等長期建設に必要な國家の諸計畫を出來得る限り有効に立案し、其の計畫實施の結果起り得べき附隨現象を出來得る限り的確に豫見し其の對策を豫め考究し得る爲の材料はいろいろ考へられますが、其の中現時局に於て最も必要とされながら最も缺如して居るのが國民消費の現況なのであります。之が今回萬難を排

々に此の機會に御願ひ致したいことは今回の國勢調査では物品の販賣又は仲介を爲すものは昨年八月一月から今年七月三十一日迄の一ヶ年の販賣上高と、内閣總理大臣の指定した物品の八月一日現在の手持數量とを申告せねばなりません又旅館料理店飲食店及之に準ずるものは、昨年八月一日から今年の七月三十一日迄の一ヶ年の飲食料品の仕入高を申告せねばなりませんから調査期日も間近に迫つて居りますので出来るだけ早く其の用意をして置いて戴きたいと存じます、どう云ふ品物について申告するかと云ふことは、既に豫習調査も済み國勢調査員が皆様の許に本申告書を配つてある筈でありますから、それに就て先程から段々申述べました今回の調査の意義を御諒承下さつて若し不明の點等があつた場合はよく國勢調査員と協議の上豫め御用意下さらんことを御願致します。

以上は今回行はれる國勢調査の大様を申し上げたのであります、終りに望みまして一言附け加へて置きます、それは前にも申しました様

00250

に今回の調査は商店の賣上高其の他を調べます
がそれは國民の消費事情を調べる一つの方便な
でありますから決して税金の標準等を作る爲の
ものでありません。此のこととは先程からの説明
によつて既に御諒承下さつた事と存じますが念
の爲に申して置きます。勅令に於ても嚴重な規
定が設けられて居ります、國勢調査の申告書
は決して統計以外の目的には使用しないことにな
つて居ります。皆様は當局を御信頼下さいま
して御安心の上、是非真心をこめて正しい申告
をなし、之によつて非常時の國家の政策を正し
く樹立することに參與して戴きたいことを吳々
も御願して置く次第であります。

汗 で 報 國 財 蓄 で 護 國



「軍用資源秘密」指定の 「馬」に関する 事項に就て

既刊第七號「軍用資源秘密保護法」の解説に
述べた軍用資源秘密保護法に基く秘密軍用資源
の指定に關しては別項既記の如くであるが、今
回農林省關係の左記事項につき縣に通牒があつ
たから各關係はもとより其の他一般に注意せら
れたい。

尙業務に因り軍用資源秘密を知得し又は領有
した者が政府の許可を受けず、又は詐欺の方法
で許可を受けて、外國若くは外國の爲に行動す
る者に漏泄し又は公にした時は一年以上の有期
懲役に處せられ、又右の者が政府の許可を受け
ず又は詐欺の方法に依つて許可を受けて之を外
國人に漏泄した時は二年以下の懲役又は二十圓
以下の罰金に處せられることとなつてゐること

も先掲の通りである。

軍用資源秘密事項

- 1 壮齡馬數（全國又は道府縣以上の範圍に
亘る明け四歳以上明け十七歳迄の馬）
- 2 軍用保護馬の總數（全國又は道府縣以上
の範圍に亘る昭和十三年一月一日以降總
數）
- 3 昭和十二年十二月三十一日以前に於ける
壯齡馬の總數（全國又は道府縣以上に亘
る範圍）
- 4 壮齡馬及軍用保護馬の性別・年齢別・種類
別又は用役別（全國又は道府縣以上に亘
る範圍）
- 5 馬の總數及性別・年齢別・種類別又は用役
別數（全國又は道府縣以上に亘る範圍）
- 6 種牡馬 候補種牡馬、優良種牝馬、蕃殖
牝馬の總數及種類別、年齢別生產用區分
別數（全國又は道府縣以上の範圍）
- 7 馬の生産總數及市場賣買總數、其の性別

- 8 年齢別、種類別又は用役別（全國又は道
府縣以上の範圍）
- 9 軍用資源培養總數並に之に對する軍馬資
源移植數（滿洲國に於けるもの）
- 漁船乘組無線通信有技術者總數（昭和十
三年一月一日以降の縣以上の單位）

×

×

×



事變下に於ける

市町村長會議

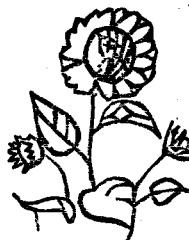
去る七月二十四・二十五の兩日に亘り、長期
戰下に於ける縣下市町村の行政各般にわたる態
勢を一層強化して、その完璧を期すべく市町村

長會議を開催し、宮城遙拜、默禱、自治制發布五十周年記念式に賜りたる勅語奉讀、知事訓示、指示、注意、懇談協議會等があり、且つ總務部長の公債の消化、國民貯蓄、物價の抑制、資源開發、回収及物資節約、國際收支の現況中金政策、生産擴充計畫、物資動員計畫等に關する口演があつた。

尙其の第一日に於て緊急縣町村長會を開き全員一致決定せられた宣言及決議は左の通りである。

宣 言

東亞新秩序の建設完遂は我が帝國に課せられたる大使命なり、之を防害する蔣政權の壞滅を期するは勿論、極東に野心を藏する第三國の不法なる援蒋行爲は断乎排撃し敢然膺懲を加ふる牢國たる決意と覺悟とを以て愈々銃後の赤誠を捧げ、協心戮力綜合國力を發揮し國是貫徹に邁進せんことを期す。



金報國記念貯金

長期建設戦に對處する金賣却運動は着々具現せられて、全縣下の金所有者達は續々その所有の金を政府に賣却せられつゝあるのであるが、かゝれて賣却せられた金の賣却代金は、それを記念の爲に貯蓄にして置くことが金賣却の精神

一 支那事變當面の敵は獨り蔣政權のみにあらざるを明瞭に暴露せる今日、是等援蒋第三國に對し敢然膺懲を加へること。

一 我肇國の大精神を顯現し、聖業輔翼の實を擧揚すること。

決 議

から云つても又國家の爲に一層立つ點から云つても有意義な事である。依つて今回この記念貯金の途を開いて取扱をする事となつた。

一、金報國記念支那事變國債の買入れ

金報國記念の爲に支那事變國債を買入れようとする人は其の旨金賣却取扱店に申出れば、取扱店で無手數料で取扱ふことになつてゐる。

1 種類及賣却價格

種類 賣却價格

二十五圓券 二十四圓五十錢

五十圓券 四十九圓

一百圓券 九十八圓

五百圓券 四百九十圓

千圓券 九百八十圓

右の賣却價格の外に買入の日迄の経過利子が幾分加はる

二、金報國記念預金、貯金又は金錢信託
取扱店が

1 特別銀行及普通銀行である時は「金報國記念預金帳」

2 貯蓄銀行である場合は「金報國記念貯金帳」

3 信託會社である場合は「金報國記念信託證書」

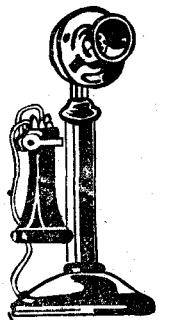
4 利率 元利金支拂場所 本銀行支店・代理

5 種類及賣却價格

5 保管の便宜
買入れた國債は日本銀行支店又は代理店に依頼して日本銀行に登録するか、又は郵便局で保管して貰へば絶対に安全である。登録には手數料は入らない。

6 郵便局の保管料は一枚につき十錢である萬一國債を賣却したい時は郵便局や有價證券引受會社で、僅かな實費に相當する手數料を差引いた時價に経過利子を加へた額で買入れる。

00254



臨時國勢調査の期日

切迫に際して

支那事變の長期建設に備ふる國策樹立に重大使命を持つ、商店と、物の臨時國勢調査の期日即ち八月一日は彌々切迫しました。縣に於ける臨時國勢調査部では之が調査の完璧を期する爲本月二十一日更にその調査部員十三名を増員任命して、目下市町村に於ける準備調査並に指導に當つてゐるのであります。一方縣民各位に對しては充分理解ある協力を求むる爲、再三本報及び「ラヂオ」等を通じて調査趣旨の徹底に努めてゐるのであります。各位は克く此の非常時國策樹立の意義を認識せられて、正しい申告

昭和十三年

全國壯丁の教育程度調査

昭和十三年壯丁教育調査は四月十六日より七月三十一日迄に、全國二千百四十二ヶ所の調査場で實施せられたのであるが、今この調査結果によつて我が國に於ける教育程度の状況を概観する事とする。

一 教育の程度

今該年度調査に現はれた壯丁の教育程度別人員の^者名を記すと次の通りである。



不就學	一、〇、四
尋常小學校半途退學	一、九
尋常小學校卒業	一二、二
高等小學校在學及半途退學	四、三
青年學校普通科終了	〇、四
高等小學校卒業	二七、三
青年學校本科在學及半途退學	一二、三
青年學校本科卒業	一七、九
青年學校研究科終了	五、二
中等學校在學及半途退學	四、〇
小計(中等の學校を卒業せざる者)	八五、九
中等學校卒業	一〇、〇
専門學校卒業	二、五
大學々部卒業	一、六
小計(中等學校卒業以上の者)	一四、一
合計	一〇〇、〇

右の表によつて見ると全國に於て前表1-10に至る中等學校卒業に達しないものが八五、九%でこの數約五十三萬人、中等學校卒業以上の

者が一四、一%で此の數約八萬六千人であつて以上内訳中多數を占めてゐるのは高等學校卒業者の約十七萬人、青年學校本科卒業者約十萬人、尋常小學校卒業者約七萬五千人である而して大正十四年後の中等小學校、高等小學校、青年學校本科の各卒業者の大体を比較すると

大正一四年	二〇、六	一五、一	青本卒
昭和五年	一七、八	二〇、六	四、七
同一年	一三、八	二三、四	一〇、二
同一年	一二、二	二〇、三	一八、二
一二年	一〇、八	一七、六	一四、七
一三年	七、四	一六、七	一四、三

(昭和十二、十三年青本卒には研究科終了者を含む)

以上の表に依つて見る如く、尋常小學校卒業程度の者は三分の一に減少してゐるのであつてこれだけ日本の教育程度の向上して居ることが解るのである。高等小學校卒業程度の者は昭和

00256

十一年に於て八萬餘を増加しながら其の後又減少して殆ど元に返つてゐるのは、昭和十年に青年學校制度が確立して、高等小學校卒業後青年學校に入學した者が多いことを示すもので、これ等の事實は、我が國民の教育の水準が僅か數年間に高等小學校卒業から、青年學校卒業程度に進みつゝあることを現はしてゐる。

二 小學校教育との關係

尋常小學校を卒業しなかつたものは、大正十四年の調査以來逐年減少してゐるのであるが、本年度の調査に依れば不就學に於て二千四百六十七人、尋常小學校半途退學者に於て一萬一千三百六十一人、兩者を合した一萬三千八百二十八人が小學校を卒業しなかつた者であり、全壯丁の二三%に當つてゐる、之を大正十四年度と比較すれば約五分の一に減少して居る。尋常小學校を卒業しなかつた原因としては、

身體的・精神的原因(病弱、發育、完全、瘋癲、白痴、不具、廢疾等)

家庭事情(雇傭、徒弟、家業の手)	二、八六五人	二〇%
學校嫌忌・學業不振	九、五六六	七〇%
其 他	六六七	五
七三〇		

となつてゐる。次に不就學者は身體的精神的故障に因る者が約七七%である。この中で家庭の事情に因り、就學或は卒業に至らなかつた者に對しては、義務教育の建前からしても特に考慮を要するものである。

三 青年學校との關係

尋常小學校卒業後、上級學校に進級しなかつた者と高等小學校及青年學校普通科半途退學者の數は約十萬人で、之等の者は少くも青年學校普通科に相當する學校に入學することの望ましかつた者である。次に初の教育程度表中から9迄の者を青年學校本科入學該當者とすればそ

00257

の數は約三十九萬人で、その中から青年學校本科卒業者(研究科終了者をも含む)約十四萬人を控除すると青年學校本科に入學しなかつた者は約十七萬人で、之に本科在學及半途退學者約七萬五千人を加へた二十四萬五千人が青年學校本科を卒業しなかつた者である。その理由としては種々の原因があるのであらうが之等の者は青年學校教育の本旨をよく考へて、是非青年學校本科への入學或は修學繼續が望ましかつた者である。

四 青年期に於ける移動狀況

中等學校卒業以上の者を除く壯丁の尋常小學校卒業後(卒業せざる者は年齢十二年以後)を基準として青年期に於ける移動狀況を調査した處によると、

自己の道府縣に居住したことなき壯丁

(一年未滿住居したことある者を含む)

同上に居住したことある壯丁

選舉肅正

『ホスター標語』



支那事變はいよ／＼長期建設の段階に入りま

00258

した銃後のわれ／＼は一層緊張して夫々の職務に精勵し、銃後の守を固めなければなりません。本年九月には縣會議員選舉が行はれます。戰場の勇士の方々が後顧の憂なく御國の爲に盡すことが出來ますやう立派な選舉を行ひますことは銃後のわれ／＼の第一の責務であります。

この國家未曾有の重大時機に際し、選舉民は一人残らず曇りのない一票を投じ理想的選舉の實現を期するやう、廣く一般に呼びかけ、深く刻みつけるやうなポスター、標語を募集致します。左記要項御参照の上奮つて應募下さい。

懸賞募集要項

一、用紙

ポスター四六半截（約新聞紙二頁大）色彩
は三色以下のこと標語は官製はがき

二、宛名

鳥取縣廳總務部地方課

三、締切 八月三日

四、發表 八月八日

五、賞金
ボスター額面五十圓割引國庫債券一枚
標語一等額面十五圓割引財
蓄債券一枚
二等額面七圓五十錢割引
貯蓄債券一枚

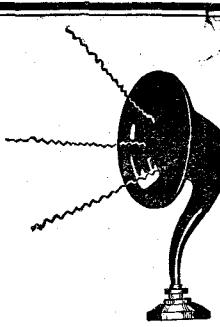
六、審査は鳥取縣廳にて行ふ。
審査員は左の如し。

總務部長清水谷徹、警察部長猪俣二郎、
學務部長小林誠一、地方課長兼時局課長
大村雲、學務課長兼社會教育課長山崎高

七、其の他

版權は鳥取縣の所有とし、ボスター圖案は多少之を補正することあるべし。

00259



講座の開講

東京放送局では左記の日程によつてラヂオによる健康講座を設けて、七月二十五日から九月九日迄二十一回に亘り、朝のラヂオ体操及ニュースの後を受けて三十分間づつ放送することになりました。各位の聽講を希望します。

期 間 七月二十五日から九月九日迄
毎週、火・木・土の三回、計二十一回
午前六時三十分より三十分間

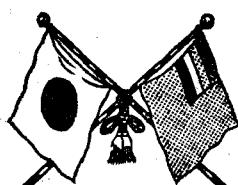
内容並に講師

1 神經衰弱の豫防と脳の健康法

植松七九郎

2 トロホームその他眼病の豫防
と眼の健康法 医學博士石原忍

3 耳と鼻の健康法



満洲開發隊

勤勞報國隊

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| 6 高血壓・低血壓の豫防と養生法 | 同 | 細谷 雄吉 |
| 7 喉の健康法 | 同 | 颶田 琴次 |
| 8 結核の豫防と肺の健康法 | 同 | 春木秀次郎 |
| 9 胃腸の健康法 | 同 | 橋本 寛敏 |
| 10 その健康法 | 同 | 原 勇三 |
| 11 東洋醫術、日本醫術等の全體療法等 | 同 | 藤井 尚久 |
- その他時局下產業從業員を對象とするもの、尚テキスト希望の向は代價三錢で放送局から送ります。

一 今次聖戰と東亞

動し東亞新秩序の目標は漸く鮮明ならんとしてゐる。然れども一方戰局は日一日と擴大し、暴支膺懲は徹底的に敢行せられつゝある。一面戰爭一面建設と云ふ長期建設戰こそは、我が八絃一字の大精神に則つて新東亞を具現することに外ならぬのであって、これが今次事變を聖戰と呼び興亞の聖業と謂はれる所以である。

滿洲事變は滿洲帝國の誘引をなし今次の事變は新生支那を誕生せしめる。そして新生滿洲と新生支那は日本を中心として打つて一丸とする新東亞の中堅でなくてはならぬ。この中心概念に反して英佛其の他の諸國の對東洋政策が徒らに東洋の舊秩序を維持しようとする處に彼等の時代的錯誤、東洋の現在に對する認識不足が存在するのである。我が國はこの諸外國の認識不足を是正し、東亞の新秩序を諒解せしめてこの建設に協力せしめねばならない。もし何處までもこの新狀態に反抗しやうとするならば、吾等

は徹底的にこれと争はねばならないのである。

一 日滿一體の體制

この體制を形成する中途の現段階として我々は滿洲國との一心同體協同經營の必要性を痛感するのである。日本國と滿洲國とは二にして全く精神的にも物質的にも内外の差異を見ないまでの協働體でなければならないのだ。既に我が

天皇陛下と滿洲國皇帝陛下に於かせられては、この日滿一德一心の精神的不可分を示範遊ばされつゝあるのである。この協同一体の精神的不可分を具體化せられたものが滿洲國大同元年（昭和七年）九月十五日調印せられた日滿議定書である。日滿兩國の現體制はすべてこれを基調として組織せられてゐる。

日滿議定書はこの日滿の特殊不可分關係を法的に規定した最初のものであると共に、從來の國際法上にも其の例のない新体制を規定して居り、將に東亞に於ける國際生活の根幹をなし、

00261

耳つ東亞復興の先駆たるべきもの、ある。

それは軍事的防衛に止らず、廣義國防に關聯する滿洲國經營に日滿共同の責任を明確ならしめてゐる。建國後八ヶ年の建設と隆昌とは、實に日滿議定書の精神が現實に顯揚せられた事態である。

一 滿洲國の發展

日本帝國は康徳四年（昭和十二年）十二月一日を期して率先、治外法權撤廢の劃期的大事業を敢行した。この頃から滿洲國の儀然たる存在は列強の認めざるを得ない所となり、康徳四年末にイタリー、翌五年にはドイツ・スペイン・ハンガリーと着々滿洲國を承認し、本年に入りては滿洲國は日獨伊防共協定に正式參加して防共権軸の東亞に於ける一翼となつていよ／＼重大な使命を擔ふこととなつたのである。

これは半面に於て滿洲國々運の躍進が如何に目覺しいかを語つてゐるのであって、それは國政各般について實證し得るのであるが、今その

一、二の點を記述すると、先づ治安の肅正は色々成果を擧げて、建國當初約三十萬と稱せられた全滿の土匪兵匪は現在に在りては五千にも充たず、僅かに東邊道の山嶽地帶或は三江省の奥地に遁入して斷末魔の喘ぎを見せてゐるに過ぎない。これは日滿兩軍の緊密なる共同による不斷の肅正工作が齎した輝かしい實績である。

日滿議定書に基き、皇軍は滿洲各地に駐屯して外敵防衛を完うすると共に、滿洲國軍を指導し、これとの共同作戦によつて國內治安の肅正に當り、支那事變の戰時下に在る皇軍に優ると劣らぬ任務を遂行してゐる。一方滿洲國軍も建國當初の傭兵時代から募兵時代に入り、明年度からは國民皆兵の主義に基き徵兵制度が實施されやうとしてゐるのである。この滿洲國軍の發達の一事を以て見ても如何に滿洲國の民生が振興せられ、三千萬民衆が安居樂業を謳歌してゐるかが認識せられるのである。

しかして滿洲國はこの治安確立の上に、今や施設各般を擧げて國防國家として充實整備を急

ぎ、國民又總動員體制を以てこれに當らんとしてゐるのである。次にこれが目的達成の爲に實行せられつゝある三大國策について述べる。

一 産業開發五ヶ年計畫

鑛工部門を最大重點とし、これに交通通信並に農畜產兩部門を加へ、康德八年（昭和十六年）を到達目標として目下第三年度の經過中であるが、これは建國後第一次經濟建設を基礎とする第二次建設に當り、滿洲國の國防經濟を確立すると共に併せて厚生經濟の擴充に資し、民生新興に寄與するところのものである。

この計畫は事變勃發後の康德五年（昭和十三年）に積極的な大修正を行はれたが、當初の所要資金二十億圓が修正計畫に於て約六十億圓に増大された事に依つてもその大体か窺はれるのであつて、日本の大陸開發に於て先づ特殊不可分關係にある滿洲國の開發に重點を置くものである。尙北支及び內蒙地域は、日支間の歴史的經濟的關係よりその資源開發利用に日本積極

的企圖を以て行はるべきものであるが、この方面的開發は滿洲開發の補強的地位として實施することに決定せられた日本政府の方針によるものである。

即ち滿洲國產業開發五ヶ年計畫は、日滿共同の責任と負擔を以て遂行せられつゝあるのであつて、本計畫は日本側の修正生產力擴充四ヶ年計畫と不可分の關係に置かれてゐるものである。

一 開發政策

するのは、即ち滿洲國に於ける王道樂土、道義國家を具現する所以である。又滿洲開拓義勇隊は日本内地に於ける純真潔淨たる農村子弟五十萬人に對して、希望の新天地を開拓せしめ、青少年の精神を鍛錬陶冶して國民精神の作興を圖り、更に東洋永遠の礎石たらしめようとするものである。

かくして開拓國策は日本に在つて今や一大國

民運動として、滿洲に於ては東亞農民新秩序の建設、東亞精神作興の大事業として、着々發展しつゝある状態である。

一 北邊振興三ヶ年計畫

滿ソ國境二千町に亘つて一面國防一面厚生を目標とする樂土滿洲を建設し、國境七省を擧げて東亞安定の不動の礎石たらしめんとする綜合的計畫であつて、軍備の増強、產業開發五ヶ年計畫及び開拓政策の遂行に照應しつゝ、交通通信の完備並にこれに伴ふ輸送力の増大、都市に於ける電氣・給水・防水・防衛等諸施設の完備・農

畜產、增進並に諸產業の發展等に全力を注ぐことをするものであつて、これに要する豫算總額約十萬圓を見込んである。

滿洲國々境建設充實は、單に軍事施設を以て足れりとするることは出來ないで、そこに民生の躍進的向上を招來し、富家強國を實現することこそ、國境の守りを彌が上にも堅くする所以である。

滿ソ國境が日滿共同防衛の原則上廣義の日ソ國境であることを思ふと、この北邊振興の事業が日本國民も滿洲國民と同様その責任の重大なるを思ふのである。

一 滿洲建設と勤勞報國隊

日滿兩國政府間で協定せられて、今年度から興亞青年勤勞報國隊が派遣せられる事となり、本縣よりも先頃百五十名の隊員が渡滿したのであるが、この報國隊が主として滿洲國境地帶及びその背後地並に開拓地等に於て建設事業に從事し、滿洲國が當面する上述三大國策の具現に

寄與すると共に勤労報國精神の鍛錬をなす事は誠に意義深いものがあるのである。

00264

凡そ日本帝國の眞の國難は外敵の如何よりも國民思想の健否に在るとも云はれる。銃後に在りて將來日本帝國繼承の大任を双肩に擔ふべき青年層が、滿洲國の實地を見學し體驗すると共に、

勤労による報國の大信念大氣魄を鍛成することが、帝國の大陸政策・新東亞建設に如何に緊切な意義を持つことか。斯く觀じ来る時、八絃一字の大精神に光被されんとする新東亞、特にそ

の樞軸的據點をなす滿洲國に、青少年の勤労報國隊を派遣するこの意義、思ひ半ばに過るものがあらう。

銃後國民の勤労奉仕は、殉忠報國の至誠を披歴する皇軍の奮闘努力を思ふとき、それは國民各自の義務であり、また至尊の鴻恩に報ひ奉らんとする微衷の表現である。即ち東亞新秩序の建設は青少年の熾烈なる奉公の精神と、大陸に對する深き認識に俟つこそ甚だ大である。こゝに興亞青年勤め報國隊の

大眼目がある。

草刈りを勵行せよ



我が國は昔から豊葦原の瑞穂の國と申しますて、實に五穀の實りのこの上もない立派な國であります。しかし近來の人口增加と國土の狹少なことは「持たざる國」と云ふ言葉さへ生れたのであります。よく考へて見ると決して日本は持たざる國ではないのであります。

我が國は雨の量も相當ありますし、氣候は溫和であり、動植物も他國に類のない程生育してゐるのであります。我が國內地と同じ七千高の人々を持ち、日本の三倍以上の耕地をもつて

00265

るドイツが食料品を外國からの輸入に仰がねばならぬ實情に較べますと、水の利用の出來る我が國の有難さが思はれるのであります。

しかし近來の金肥利用の激増の傾向は農民の現金支出を非常に増加しまして、農民の生活に大きな苦難を與へることは重大問題と思はれるのであります。昔は農村では田植が済むと朝の草刈りは收穫間近迄の大切な行事でありまして老も若きも毎朝食前の仕事であつたのであります。先年來金肥が安かつた時代の影響であるが、何處とも一般にこの朝草刈りの衰微を見てゐる風があるやうであります。特に最近輸入統制、肥料配給統制等の國家の政策は一しほこの草の利用について、農家の認識を新たにする必要があると思はれるのであります。

我が國に於ける草の利用

昭和九年から十一年迄の内地に於ける平均肥料消耗狀況を見ると、

販賣肥料

二億七千六百萬圓

自・外 肥 料 三億二千八百萬圓

内 譯

	堆 肥	綠 肥	人糞 尿	其 の 他
堆 肥	一億六千七百二十萬圓	二千五百七十七萬圓	五千六百五十一萬圓	七千八百五十四萬圓

であります。堆肥の六割を草とすると綠肥と合せて約一億三千萬圓、金肥料の約二割が草から生れることになります。又野干草の利用は約二千萬圓と思はれるので、現在に於ける日本の草の利用程度は一億五千萬圓と、その他に春から秋にかけて家畜の食べるものであると云ふことが出来ます。

しかし我が國の現状から考へますと、未だ販賣肥料として購入されてゐる部分にも草の利用によつて、現金支出を減少し得る餘地は多分にあると思はれるのであります。

動物にとつて草は絶対に必要なものであります。

00266

す。即ち草の中の葉綠素は空中から炭酸ガス、地中から水分、窒素、灰分を取りまして、太陽の光を受けて同化作用を營んで澱粉、蛋白質等の潛勢力のある物質即ち營養分を作つて體内に貯藏しますが、これが動物に攝取されると潛勢力から再び動勢力に變つて体温とか力源となるもので、云ひかへれば草は人を始めすべての動物の生存に必要な太陽のエネルギーを種々な營養分に變形貯藏する機關なのです。植物以外にはこの力は無いのですから、「すべての動物は草から生れる」と云ふことが出来るのであります。草は普通の營養學でいはれてゐる分析的な成分ばかりでなしに、何か野生の草としての特別な力が存在してゐるらしい點があります。現在では未だ科學的には説明はつかないので大都會の大根より田舎の大根の方が賞味せられ、野生の獨活(うど)の香氣が栽培獨活より一層強く、藥用植物でも天然のものゝ方がよく効くと云はれるやうに、人間の保護栽培によつて出来た作物より自然のものには一種の力が存在する

ことは否まれない處でありませう。野生の草は自然界に於ける生存競争の適者生存の理法によつて自力によつて繁茂してゐるものですから、どうしても強い力を持つてゐるものと思はれます。

成分から云つても若草には蛋白質量が二〇パーセント以上もあつて、穀物以上の含有量の時があります。實驗に依ると野生の「カモガヤ」と「ナガハゲサ」の二種の干草を細かに粉にして、販賣されてゐる甘パンに五%、一〇%、一五%、二〇%、二五%、三〇%、三五%と云ふ風に混せて白鼠に與へたら、干草粉の量に比例して體重が増加して、三五%の分は殆ど完全食を與へたものに近かつたと云ひます。

この點から考へても、方法によつては干草の粉は人間の食料品に混用しても立派に人体の栄養資源として利用し得ると云はれてゐます。

多角農業と草

こゝからの農家はどうしても牛も飼ひ、も飼

00267

ひ鶏も飼ひ、進んではこれらの農業加工にも及ぶ農業經營に移らねばなりません。家畜の飼養による草の利用、そして厩肥堆肥による金肥の節約に、もつと努力しなければなりません。それにつけでも現在の農家として、もつと朝草刈りの美風を獎勵して、草の利用を一層強化する必要があると思ひます。農家の田地や畠で有機質の不足を告げてゐるもの、金肥を使ながら草肥の使用率を少くしてゐるもの、實際、用して草の使用率を少くしてゐるもの、實際、農家の農業經營の上に草の利用の餘地は未だ多量に存在してゐるのであります。草を利用することはこの非常時下に於きまして、吾々銃後にある農業者の國家總力戰に寄與する大切な一方面であると考へます。



傷痍軍人及遺族に 生業助成資金の貸付

恩賜財團軍人援護會では、傷痍軍人及び戰死者遺族の生業助成の爲、資金の貸付を行ふことになり、本縣では縣廳社會課内軍人援護會鳥取縣支部でその取扱をすることになりました。左にその概略を記します。

一 資 格

1 傷痍軍人生活助成

軍人又は准軍人として戰鬪其の他の公務の爲に戦傷を受け又は疾病に罹り、之が爲恩給法により增加恩給、傷病年金若くは傷病

00272

七月二十六日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通

週報第百四十五號掲載內容

米子市車尾町
西伯郡御來屋町
同 中町
同 同

湯淺榮次郎
角田幸子
曾田慶之助
岩佐保雄
一 夏と心身鍛錬
一 夏の學生生活
一 北樺太利權に對する暴壓
（文部省）

（厚生省）
（陸軍省情報部）
（外務省情報部）

一 時局と貿易統制
一 潘安作戰の經過

（厚生省）
（陸軍省情報部）

（厚生省）
（外務省情報部）

（厚生省）
（陸軍省情報部）
（外務省情報部）

歯 筍		指 時		眼 鎖		時 銃		小 鏡		時 銃		指 時		眼 鎖		時 銃		時 銃		指 時				
計		計		鏡		計		朱 分		計		タ ル		計		鏡		計		弦		側		
冠	環	環	側	側	弦	計	一	金	判	側	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連
貳	貳	貳	一	一	一	一	一	金	判	側	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連	一	連
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西伯郡御來屋町	日野郡黒坂町	米子市久米町	西伯郡境町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
角田正子	藤正	角田正子	百田政治郎	中澤文子	小澤文子	小泉と	英子ら	英子ら	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

寫眞週報第七十五號掲載內容

日英東京會談

ハルハ河畔に激戦つづく
捕へて見ればソ聯兵

雷をつかまへる(大阪)
ドイツの少年から夏の便り

陸軍防空學校

海外通信

發行者 鳥取縣島坂市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
所 鳥取刑務支所

昭和十四年七月廿八日印刷